

施設種別の変更に伴い生じる違いの概要（保育所→認定こども園）

項目	保育所	保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園
利用調整	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整は市が行う ・保育の必要性のない児童は利用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・2号及び3号の利用調整は市が行い、1号は施設が利用児童を決定 ・保育の必要性がなくても1号であれば利用可能 	
入所が決定した児童への送付書類	取扱いに変更なし		
児童処遇（保育業務）	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育所保育指針」に基づく ・「札幌市保育所児童保育要録」の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに「保育所保育指針」に基づく ・「認定こども園こども要録」の作成 <ul style="list-style-type: none"> ※「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を「認定こども園こども要録」に読み替える。 ※「札幌市保育所児童保育要録」を作成することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく ・「幼保連携型認定こども園園児指導要録」の作成
障がい・医療的ケア児の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育は3号、北海道の事業で認定されていない2号及び学校法人立以外の1号が対象 ・医療的ケア児保育は1号、2号及び3号の全てが対象 	
毎月各区保健センターへ提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・入退所報告及び乳幼児出席簿 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約届出書及び乳幼児出席簿を提出する 	
利用者負担額（保育料）	<ul style="list-style-type: none"> ・市が保護者から費用を徴収し、滞納管理も行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が保護者から費用を徴収し、滞納管理も行う 	
副食費	取扱いに変更なし		
施設型給付費	-	<ul style="list-style-type: none"> ・必要職員数が増える（例：代替保育教諭を保育部分と教育部分で加配する） ・受けられる加算（減算）項目が変わる（例：チーム保育加配加算、主幹保育教諭等専任化未実施） 	
処遇改善等加算	-	<ul style="list-style-type: none"> ・移行に際して増員した保育教諭の分、他法人等に対して処遇改善等加算Ⅰ（基礎分）の在職証明書の発行依頼が必要 ・移行に際して増員した保育教諭の分、処遇改善等加算Ⅱの人数A・Bが増える可能性があり、研修要件を満たす職員を追加で確保する必要がある（確保できず加算額の配分不足が生じる場合、処遇Ⅱが受けられなくなる） ・移行に際して増員した保育教諭の分、処遇改善等加算Ⅲの算定対象人数が増える可能性があり、配分額の見直し等を適宜検討する必要がある 	
災害等対応・休園判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・2号及び3号の基準については通知のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・2号及び3号の基準については通知のとおり ・1号の基準について市から示したものはなし 	
休日保育	取扱いに変更なし		
時間外保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・2号及び3号については時間外保育事業の対象となるが、1号は時間外保育事業の対象外である（1号は一時預かり事業での受け入れとなる） 	
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・非在園児を対象とした保育の提供を行うことができる ・保育士を別途配置しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・非在園児及び在園児（1号）を対象とした保育の提供を行うことができる ・非在園児を対象としたものは保育士または保育教諭を、在園児を対象としたものは保育士、保育教諭または幼稚園教諭を別途配置しなければならない 	
施設等利用給付認定	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の0～2歳児、1号及び2号の3歳児クラス以上の児童は対象となる 	
施設等利用給付の償還払い	<ul style="list-style-type: none"> ・非在園児向け一時預かりについて、請求書類の提出は保護者が行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・在園児（1号）向け一時預かりについて、請求書類の提出は施設が取りまとめて行う（なお、非在園児向けの取扱いに変更はなく、請求書類の提出は保護者が行う） ・償還払いの給付上限額が、在園児向けと非在園児向けの一時預かりで異なる 	
委託費の経理等	<ul style="list-style-type: none"> ・委託費の使途制限がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付費の使途制限はない（ただし、主として児童処遇や職員処遇等に用いること） 	
定期指導監査	<ul style="list-style-type: none"> ・監査指導課及び子ども未来局が行う ・実地または実地によらない方法で行う 	取扱いに変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育にかかわる部分は教育委員会（幼児教育担当課）が監査を行う
保育従事者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭（保育士資格＋幼稚園教諭免許） ・保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭（ただし、保育教諭または講師として従事する場合は令和11年度末まで、副園長、教頭または主幹（指導）保育教諭として従事する場合は令和8年度末までは保育士または幼稚園教諭も従事可能）
保育従事者の配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に定める職員を配置すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に定める職員を配置すること ※主任保育教諭専任化のため保育教諭を2名（うち1名は非常勤可）配置すること。 ※薬剤師を配置すること。 	
上乗せ徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・市への事前協議が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・市への事前協議は不要だが、保護者から必要以上に負担を求めることのないよう留意し、必ず書面で同意を得ること 	

施設種別の変更に伴い生じる違いの概要（施設型給付幼稚園→幼稚園型・幼保連携型認定こども園）

項目	施設型給付幼稚園	幼稚園型認定こども園	幼保連携型認定こども園
利用調整	・ 1号は施設が利用児童を決定	・ 2号の利用調整は市が行い、1号は施設が利用児童を決定	・ 2号及び3号の利用調整は市が行い、1号は施設が利用児童を決定
入所が決定した児童への送付書類	取扱いに変更なし		
児童処遇（保育業務）	・ 幼稚園教育要領 ・ 幼稚園幼児指導要録	取扱いに変更なし	・ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく ・ 「幼保連携型認定こども園幼児指導要録」の作成
障がい・医療的ケア児の対応	対象外	・ 障がい児保育は札幌市の事業の対象外 ・ 医療的ケア児保育は1号及び2号の全てが対象	・ 障がい児保育は3号、北海道の事業で認定されていない2号及び学校法人立以外の1号が対象 ・ 医療的ケア児保育は1号、2号及び3号の全てが対象
毎月各区保健センターへ提出する書類	・ 契約届出書を提出する	・ 契約届出書及び乳幼児出席簿を提出する	
利用者負担額（保育料）	取扱いに変更なし		
副食費	取扱いに変更なし		
施設型給付費	-	・ 必要職員数が増える（例：代替保育教諭を保育部分と教育部分で加配する） ・ 受けられる加算（減算）項目が変わる（例：チーム保育加配加算、主幹保育教諭等専任化未実施）	
処遇改善等加算	-	・ 移行に際して増員した保育教諭の分、他法人等に対して処遇改善等加算Ⅰ（基礎分）の在職証明書の発行依頼が必要 ・ 移行に際して増員した保育教諭の分、処遇改善等加算Ⅱの人数A・Bが増える可能性があり、研修要件を満たす職員を追加で確保する必要がある（確保できず加算額の配分不足が生じる場合、処遇Ⅱが受けられなくなる） ・ 移行に際して増員した保育教諭の分、処遇改善等加算Ⅲの算定対象人数が増える可能性があり、配分額の見直し等を適宜検討する必要がある	
災害等対応・休園判断基準	・ 北海道の基準に従う	・ 2号の基準については通知のとおり ・ 1号の基準について市から示したものはなし	・ 2号及び3号の基準については通知のとおり ・ 1号の基準について市から示したものはなし
休日保育	対象外	・ 対象となる	
時間外保育事業	・ 対象児童なし	・ 2号については時間外保育事業の対象、1号は時間外保育事業の対象外（1号は一時預かり事業での受け入れとなる）	・ 2号及び3号については時間外保育事業の対象、1号は時間外保育事業の対象外（1号は一時預かり事業での受け入れとなる）
一時預かり事業	取扱いに変更なし		
施設等利用給付認定	取扱いに変更なし		
施設等利用給付の償還払い	取扱いに変更なし		
定期指導監査	・ 子ども未来局が行う ・ 実地または実地によらない方法で行う	取扱いに変更なし	・ 監査指導課及び子ども未来局が行う ・ 幼児教育にかかわる部分は教育委員会（幼児教育担当課）が監査を行う
教育・保育従事者の配置基準	・ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に定める職員を配置すること	・ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に定める職員を配置すること ※主任保育教諭専任化のため保育教諭を2名（うち1名は非常勤可）配置すること。 ※薬剤師を配置すること。	

施設種別の変更に伴い生じる違いの概要（私学助成幼稚園→施設型給付幼稚園）

項目	私学助成幼稚園	施設型給付幼稚園
利用調整	取扱いに変更なし	
入所が決定した児童への送付書類	取扱いに変更なし	
障がい・医療的ケア児の対応	取扱いに変更なし	
毎月各区保健センターへ提出する書類	対象外	・契約届出書及び乳幼児出席簿を提出
利用者負担額（保育料）	・施設の料金設定によっては保護者が支払う利用者負担額が発生する	・保護者が支払う利用者負担額は無償となる
副食費	・副食費の免除対象者は補足給付事業により保護者からの申請に基づき市が認定	・副食費の免除対象者は保護者からの申請によらず市が認定
施設型給付費	対象外	・四半期ごとに給付費の請求、加算（減算）項目の申請が必要
処遇改善等加算	対象外	・処遇改善等加算Ⅰ（基礎分）…4月中旬までに在籍職員の過去の在籍証明書を集める必要がある ・処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）…給与規程の整備及び配分方法の検討 ・処遇改善等加算Ⅱ…給与規程の整備、人数A・Bの試算、研修要件を満たす職員の確保及び配分方法の検討 ・処遇改善等加算Ⅲ…給与規程の整備、配分方法の検討及び算定対象人数の試算
災害等対応・休園判断基準	取扱いに変更なし	
一時預かり事業	取扱いに変更なし	
施設等利用給付認定	・保育の必要性がある児童は新2号または新3号（施設等利用給付）を受ける ・保育の必要性がない児童は新1号認定（施設等利用給付）のみを受ける	・保育の必要性がある児童は1号認定（教育・保育給付）に加えて、新2号または新3号（施設等利用給付）を受ける ・保育の必要性がない児童は1号認定（教育・保育給付）のみを受ける
施設等利用給付の償還払い	取扱いに変更なし	
定期指導監査	・子ども未来局が行う（無償化にかかわる部分のみ） ・実地または実地によらない方法で行う	・無償化にかかわる部分に限らず監査を行うが、その他は変更なし
教育従事者の配置基準	・市が定める規定なし	・「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に定める職員を配置すること